

(様式5)

令和5年1月19日

岩見沢市議会
議長 篠原 藤雄 様

会派名 政和会
代表者名 会長 野 尻 清

政 務 活 動 報 告 書

| | |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 政務活動の使途項目 | 調査研究費 |
| 日 程 | 令和5年1月16日 ~ 令和5年1月18日 |
| 視察先・視察項目 (研修先・研修項目) | 福岡県飯塚市 ・タブレット導入に係る先進自治体議会について 福岡県宗像市 ・子ども基本条例(子どもの救済機関)について |
| 議 員 名 | 野尻 清、池島和行、日向清一、古石英仁 |
| 調 査 概 要 | 詳細は別紙のとおり |

岩見沢市議会政和会 他都市行政調査 実施報告書

福岡県飯塚市 1月16日(月)

タブレット導入に係る議会会議ペーパーレス事業について

1. 飯塚市の概要

- ・総人口：124,808人
(令和4年11月末現在)
- ・世帯数：63,394世帯
(令和4年11月末現在)
- ・面積：213.96km²



2. 視察の目的

- 1 岩見沢市においては令和4年11月から導入されたタブレット端末を平成29年9月定例会から試行導入、翌30年2月定例会から本格導入している飯塚市から「議会会議ペーパーレス事業」策定の経過、現状と今後の課題等について調査する。

3. 調査項目

- 1 導入時に留意した点について
- 2 想定外のトラブルについて
- 3 導入後、利用方法の変更点について
- 4 今後、更なる活用に向けて検討している点について

4. 今後の展開について

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、古代の太宰府官道、江戸時代の長崎街道が通る交通の要衝としてたくさんの人、様々な文物が行き交ったまちである。戦後までは石炭産業「筑豊炭田」からの全国一の出炭量があり人口も急増したが、エネルギー革命後は炭鉱閉山による疲弊を受けた。

平成18年までに近隣の10町村と合併を行い現在の飯塚市が形成されている。

タブレット端末の導入は、配付資料にかかる印刷・製本費用のコスト削減、職員の印刷作業の負担軽減と議会活動活性化を目的に進められた。それに伴い、議員個人の費用負担(個人でインストールしたアプリの使用料、データ通信の追加使用料等)の範囲が決められ、資料の印刷も各自で行うか、議会事務局が有償にて提供されている。

議員への連絡には、導入時はハングアウトを使用していたがサービス終了に伴い、令和4年1月からはLINEWORKSが使用されている。

タブレットは原則どこでも通信可能なセルラーモデルが配布されている。

導入効果として、年間192.2万円の経費削減、災害発生時に文字やPDFファイルにより詳細な情報を伝達することが可能になったという話であった。

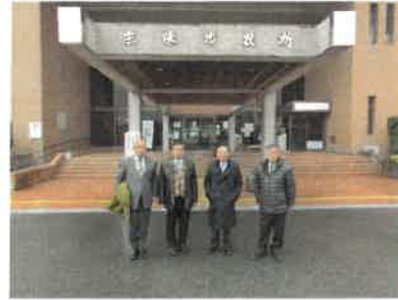
導入して見えてきた課題としては、タブレット端末の機能は更新されていくので、継続して研修が必要であるが、議員によって習熟度が異なるため開催方法が難しいこと、Word、Excelのインストールを希望する声もあるが、有料であることから費用面で導入できないでいること、現在使用しているアプリは無料であるが満足いかない点もあり、操作が簡単で間違いなく確認してもらえるアプリの検討が必要であるとのことであった。

岩見沢市議会政和会 他都市行政調査 実施報告書

福岡県宗像市 1月17日(火)
子ども基本条例(子どもの救済機関)について

1. 飯塚市の概要

- ・総人口：97,306 人人
(令和4年12月末現在)
- ・世帯数：44,541 世帯
(令和4年12月末現在)
- ・面積：119.92 km²



2. 視察の目的

- 1 宗像市においては平成24年4月から施行された「宗像市子ども基本条例」について、子どもの権利救済委員や権利相談室が設けてられており、子ども自身が助けを求める場所に関して具体的な事例や、それによりどのように改善されていったか、条例の策定の経過、現状と今後の課題等について調査する。

3. 調査項目

- 1 条例制定の背景について
- 2 条例制定までのプロセスについて
- 3 条例制定後の運用してからの問題点、課題について
- 4 市民に与えたインパクトについて

4. 今後の展開について

宗像市は福岡県の福岡市と北九州市の中間に位置し、響灘・玄界灘に臨む都市であり、福岡都市圏のベッドタウンとしても発展を続ける。両都市の中間地点であり、交通の便が良好であることから、人口が増加している。

市内は観光資源が豊富で、海上安全・交通安全の守護神とされる世界遺産に登録された宗像大社もある。

宗像市子ども基本条例は、平成22年4月に制定を公約とした候補者が市長当選→宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問→中間答申案提出→パブリックコメント実施→最終答申案提出→平成24年3月市議会において条例制定議案を可決→翌4月条例制定(平成25年4月1日施行)→平成25年4月、子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室(ハッピークローバー)設置の流れで進んでいった。

「子どもの居場所づくり」を市内全域へ拡大していること、相談員が日常的に学校等へ出向き、子どもたちとの信頼関係を構築していることなどから、市民にも認知されている。(相談室の子どもの認知度は97%以上)

条例制定後10年が経過し、市民アンケートでは市民の条例認知度が33%と低いため、市民、子ども関係職員、市職員等への子どもの権利の啓発が課題である。また、宗像市の条例と国が令和4年6月制定の子どもの基本法と「子ども施策」の対象が異なる部分があるため検討が必要である。

また、民間団体(例：習い事)などに対しては調査などの強制力がなく限界を感じる面があること、SNSなどを用いた相談体制の構築については人員体制等の問題もあり、できる範囲でしかできていない状況である。

毎年度、宗像市子ども権利救済・回復活動報告書を作成され、PDCAサイクルをまわして、次につながる振り返りがなされている。